# 参議院農林水産委員会 / 2009 年 4 月 16 日

【「米穀の新用途への利用の促進に関する法律案」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」について質疑】

## 山田俊男君

一昨日の審議に続きまして、もう一度立たせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

一昨日の審議におきまして、ふるい下米の扱いについて質問いたしまして、私は参考人の質疑又は関係事業者の意見を聴いていただきたいと、こんなふうに申し上げたところでありました。参考人の質疑は取り下げますが、関係事業者の意見については聴取いただけたでしょうか。農水省としての対応状況をお聞きしたいと、こんなふうに思います。

## 政府参考人(町田勝弘君)

今回の法律改正につきましては、これまでも関係事業者団体と意見交換を重ねてきているところでございますが、一昨日の御質問をいただきましたので、これを受けまして、昨日、私ども、関係事業者団体、具体的には全国米穀工業協同組合と意見交換を行ったところでございます。

意見交換におきまして、組合の方からはふるい下米につきましては、実需者の品質等の要望に合わせて様々な原料を用いまして、何度も選別やブレンドを繰り返す場合があるということで、入荷したものと出荷したものとの対応関係を記録しておくことが困難な面があるということ、また多くの方から仕入れているため、米の仕入れの際に、例えば加工用など用途限定されていた米穀が混ざっていることを知らずに購入してしまう可能性もあるといったこと、このため実行可能な制度をよく工夫していく必要があるのではないかと、そういった問題意識をお持ちになっているということを改めて確認をさせていただいたところでございます。

こうした御意見も十分踏まえまして、また今後も関係事業者団体との意見交換を重ねながら、政省令の内容を詰めてまいりたいと考えております。

#### 山田俊男君

石破大臣にお願いしたいというふうに思います。

この制度の実効性を高めていく、これはもう大事なことでありますが、しかし、そのためにはどうしても弾力的に対応せざるを得ない部分が実態に合わせて出てくるんじゃないかというふうに思います。

しかし、一方で、このトレーサビリティーをきちっとやっぱりやって消費者に安全、 安心、表示を受け入れてもらうと、このためにはやはり共に生産者のメリット、消費 者のメリットというのを実現していくということがどうしても必要になるわけです。

そのためには、やはり米を取り扱う多くの関係者がいるわけでありまして、そうした関係者の意見をきちっと聴いた上で対処していくということが大変大事だと、こんなふうに思うところでありまして、今後、具体的な政省令を遵守すべき事項として定めていくということでありますので、丁寧な意見交換を行っていただいた上で詳細部分については政省令で定めていってもらうということだと思いますが、大臣の考えをお聞きします。

### 国務大臣(石破茂君)

委員のおっしゃるところ、全面的にそのとおりだと思っております。

私ども、政省令を定めるに当たりましてパブリックコメントの手続も取らせていただきます。また、必要に応じまして関係者の方々の御意見も丁寧に承らなければなりません。そうでなければこの法律は実効性を持ちませんので、今御審議をいただいております、仮に御可決いただきましたとして、その法律が実効性を持ちますように関係各位とよく意見交換をしたいというふうに思っております。

今後とも、御指摘を賜りますようお願い申し上げます。

#### 山田俊男君

是非、大臣、そのことをお願いしたいというふうに思います。

と同時に、局長、お聞きしたいわけでありますが、先般の議論の中でもお聞きしました。国産米の様々な用途、そして新たにえさ米や米粉の限定された用途という米の流通、消費があるわけであります。その中に、MA米も同様の形で、国産の需給に影響を与えない形でありますけれども、同じような形で需要に流れていっているわけであります。しかし、今言いましたふるい下米につきましても様々な実態があるということは承知いたしますが、しかし、それにしても、国産のふるい下米ないしは国産の特定米穀米であるというような表示は、これはもう当然のこと必要だというふうに思うわけでありますが、農水省の見解をお聞きしたいと思います。

### 政府参考人(町田勝弘君)

今回、一般消費者また米穀事業者に産地情報を伝達をしていただく指定米穀等でございますが、これにつきましては、トレーサビリティーの対象品目でございます米穀等の中からまた政令で、重要と思われるもの、産地情報の伝達が重要だと思われるものを政令で指定するということになっております。

ふるい下米も米穀でございます。米穀は情報伝達の対象となる指定米穀等として指定されることはほぼ間違いないというふうに私ども考えております。したがいまして、今御指摘の国産のふるい下米につきましては、国産である旨を一般消費者や米穀事業

者に伝達するものになるというふうに考えております。

こうしたことも念頭に置いて、関係事業者団体との意見交換もしながら政省令を詰めてまいりたいと考えております。

### 山田俊男君

ところで、次のテーマに入りますが、主要食糧法の改正におきまして、第五十三条におきまして、「この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。」という新たな条文が加わったわけでありますが、これは先ほど舟山委員の質問に大臣は、この夏までに国と地方の分担について明らかにするというふうにされているわけでありますが、局長、農政局や農政事務所を役割はないということでまさか廃止することをこの条文で明らかにしたということじゃないんでしょうね、お聞きします。

## 政府参考人(町田勝弘君)

農林水産省の抜本的な機構改革を今まさに検討をしているところでございます。

繰り返しになるかもしれませんが、食の安全とか消費者の信頼の確保に関する業務は引き続き国が担うべき事務・権限として、国が責任を持ってこれらの事務・権限を的確かつ確実に実施できる体制を整備していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### 山田俊男君

国が責任を持って主食たる米の管理はちゃんとやっていくんだぞということのためには、きちっとした国の役割を果たすということをちゃんとやっていただきたい、こんなふうにお願いするところであります。

さて、米のトレーサビリティー法案の第八条におきまして、「一般消費者に対する 産地情報の伝達」ということで新たに規定されているわけでありますが、「主務省令 で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米 穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。」と、こうあるわけです ね。その上で、「主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法 を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をし たものとみなす。」と、こうあるわけです。

要は、お尋ねしたいのは、店頭やレストラン等での情報伝達におきまして、インターネット上のホームページで知らせますよということでやっておれば、そのことを事前にしておればそれでいいということなんですか。とすると、心配なのは、店頭で消費者が選択するとき、レストランで選択するときに、その具体的な、インターネットをすぐ見るわけじゃないわけでありますから、商品を選択するときに産地情報を知ることができないんじゃないかという心配なんです。やはり、きちっと商品への表示や

店頭表示ということをちゃんとやらないと役割を果たしたことにならないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

### 政府参考人(町田勝弘君)

消費者の方が飲食料品を購入する際に、その場で品質を識別し的確な商品選択ができるようにという観点から、御指摘のとおり、商品に直接表示することがこれは基本であるというふうに考えているところでございます。

ただ、御指摘をいただきましたように、外食ですとか、そういったものにつきましては、商品に直接表示がなかなか難しいといったことがございます。できるだけ、私ども、幅広い米関連製品に産地情報を伝達してもらいたいというふうに考えているところでございます。そういったことで、言っていただきましたインターネットなどの掲示、また店内での見やすい場所への掲示、そういった伝達手法につきましても柔軟に幅広く認めていけたらというふうに思っているところでございます。商品に直接表示していくということが基本であるということは変わりはございません。

#### 山田俊男君

外食の場合も、少なくとも消費者が、今もありました店頭の表示で知ることができる、その上でインターネットで確かめれば、ああ、そうだったわねということで確認できる、こうした多様な方策でもって確認できるということが、選択できるということがどうしても必要だというふうに思いますので、今後具体的に政省令でお定めになるということだと思いますのでしっかりやっていただきたい、こんなふうに思うところであります。

さて、宮腰先生にお見えいただいているわけでありまして、大変お忙しいところ恐縮です。

衆議院での修正につきまして、米トレーサビリティー法の対象品目を多くの品目へ拡大するということのその意義や必要性については私も賛成であります。ところが、このことがますます生産者やそれから各事業者の負担になるということであれば、これまた大変難しいことなんですが、これらのことについてどのようにお考えであるかお聞きしたいと思います。

### 衆議院議員(宮腰光寛君)

事故米穀の不正規流通事案を始め様々な食品をめぐる偽装表示事件などの発生によりまして、消費者の食に対する不信が高まっているとともに、国内生産に対する悪影響も無視し得ない状況にあります。こうした状況を踏まえ、衆議院における修正案は、米穀以外の飲食料品についてトレーサビリティーの導入や加工食品の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討することを政府に求めるものであります。

政府における具体的な検討に当たりましては、消費者を始め生産者、流通業者、製造加工業者等、利害関係者の意見を十分聴取した上で、過度の負担とならないよう、

事業者の業態、規模等を勘案した除外措置や情報伝達方法などを含め、その義務付け の在り方について検討することが適当であるものと考えております。

同時に、トレーサビリティーや加工食品の原料原産地表示につきましては、食品の安全、安心を強く求めている消費者の声はもちろん、国産農産物の利用拡大を求めている国内の生産者の声にこたえるためにも義務付けを拡大する方向で検討を進めることが重要であると考えております。

筋論で申しますと、まず生産者や生産者団体、出荷団体がトレーサビリティーや原料原産地表示の基となる基礎的な情報を記録、伝達できるようにすることが基本でありまして、流通業者、製造加工業者等はその情報を活用してトレーサビリティーや原料原産地表示を行うこととなるわけでありますから、何よりも生産出荷段階での情報の記録、伝達がかぎとなるというふうに考えております。

先ほど申しましたように、生産者や中小零細事業者への配慮が必要なことは、これは言うまでもありませんけれども、その上で実効性のある仕組みを構築していくことが国産農産物の自給率向上のためにも重要であるということを申し上げておきたいと思います。

#### 山田俊男君

大変よく分かりました。大変ありがとうございました。先生、もう質問終わりましたので、ありがとうございました。恐縮です。

ところで、先ほどの国産のふるい下米の扱いについて、きっちり少なくとも国産米の表示をやっていただきたいという旨申し上げたところでありますが、同時に、先ほども申し上げましたように、MA米も同様な形でそれらの層との間で流通しているということがあるわけであります。そうしますと、このMA米を使った、ないしはMA米を混入した商品の表示をやはりちゃんと行うべきであると、こんなふうに考えるわけでありますが、この点、どうしっかりそれを行うかどうかというのはこの米三法の扱いの極めて大事な部分だというふうに考えますが、どう扱われるのですか。

#### 政府参考人(町田勝弘君)

まず、現在の状況でございますが、現在はJAS法だけでございます。精米、玄米の産地表示ということで、ミニマムアクセス米については原産国、これは義務付けられているわけでございます。このほか、米加工品につきましては、もちに限定をして原料原産地表示の義務付けを行っているということでございます。このほか、当然のことながら、MA米を使用した加工品としては米菓等いろいろあるわけでございますが、その原料米の原産国名、ミニマムアクセス米であるという旨の表示が積極的に行われている状況ではないというふうに私ども認識しております。

今般、この米トレーサビリティー法におきまして、原産地の情報伝達、そういうことがありますれば、その対象となります指定米穀となれば、米菓等も含めまして、MA米ということについて輸出国、これをきちっと表示をしていただくということにな

ろうかと思います。

### 山田俊男君

大変その点、大事なことであります。外食で御飯を食べましたと、どうも味がもう少しかなというふうに思ったときに、しかし何の表示もないで帰ってきて、そして大事な米の消費に影響を与えるようなことがあってはいかぬと思うんですね。やはりここは、いや、実はMA米なんですよと、この国の、原産国の米ですよということはちゃんとやっぱりその店頭で表示される。もしも使っておられれば店頭で表示される、表示されていなければ、ましてや国産と表示されていなきゃ、逆に言うとそれは、ああ、MA米なんだということが分かる、このことは物すごい大事だというふうに思いますので、この点の今後の徹底、政省令を定める場合におきましてもこの点をきちっと念頭に置いた処理をお願いしたいと、こんなふうに考えます。

さて、大臣にお願いしたいんですが、国産の米粉や飼料米、新規需要米でありますが、これはあくまで事業者や実需者との間で契約で進めるということが基本になっているわけですが、事業者との間で契約していなかったり、それから、例えば契約していても事業者の段階で売れ残ったり、それから行き場を失ったりしたような場合、これらの米の保管なり在庫保有ないしは備蓄の取組が必要になるんじゃないかと、こんなふうに思うんですよ。この点、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

### 国務大臣(石破茂君)

ここはよくまた委員のお考えを承らなければいけないのですが、私は、これが生産 過剰になりましたということがないようにすることがまず肝要なのだろうと思って おります。確かにそういう場合が全くないとは申しませんが、政府米の備蓄というも のは、基本的に主食用米の供給不足に備えるものでございまして、今回の新規需要米 については、とにかく過剰生産が起こらない、行き場を失ったような米が出ないとい うことにまず全力を尽くすべきではないのだろうかというふうに思っております。

今の時点から、そうなった場合に備えて備蓄をしましょうという考え方を今の時点において取るということは、私自身、そうですねというふうに言いにくいところがございまして、まず、そういうような適切な需給のバランスが取れる、そのために全力を尽くすということでありまして、これはもう備蓄をするということの意義というものを私は全面的に否定するものではございませんが、まず主食用だ、そしてまた過剰生産や行き場を失うということが起こらないように全力を尽くすということを今は申し上げたいと存じます。

#### 山田俊男君

心配なのは、大臣、御案内のとおり、この水田フル活用を含めて新規需要米の生産をきちっとやっていこうじゃないかという動きの中に国際的な穀物の高騰があったわけです。その中で、価格的にも競争力が持てるから国産でも対応しようということ

だったと思います。

ところが、今後の推移、なかなか分からないところでありますが、もしも小麦が大幅に下がったりそれから飼料穀物が大幅に下がったりしたときに、いや、契約していたけれども国産の米粉や飼料米が使い勝手が悪いみたいな話になったときに大変心配なわけであります。大臣、今からそんなことを想定して確約できないよということでありますが、今後そうしたことのないように努力すべきでありますけれども、今後の対策としてあるということをきちっと念頭に置いて、しかし、ちゃんとこれは国産の大事なものを需要に充てていこうじゃないか、国内の資源を大事に活用しようじゃないかという側面でやるところもあるわけですから、そういう観点で一緒になりまして進めていければ大変いいと、こんなふうに考える次第であります。

ところで、次に、これらの新規需要米についてはそれぞれ区分した管理が求められるわけであります。今も、新たに米粉をやろう、さらにまた飼料米を対応しようというときに、この前の我々の委員会によります現地調査におきましても、この保管場所に大変苦労するんだということをおっしゃっておられました。それからさらに、これは乾燥調製がどうしても米の場合必要になるわけでありますが、乾燥調製やったときに主食米に混入するといいますか、したときに、これはもう大変な事態に主食用の世界ではなってしまうわけでありますから、乾燥調製のカントリーエレベーターをいかにきれいに掃除するかということもあります。とすると、なかなかそれは難しいものだから、それじゃ、乾燥調製施設、これまで使ってきたのは相当の期間でもあるし、よし、それじゃ新しいのを造って、一方で現在のやつを飼料米に充ててみようじゃないかということを計画しているところも多々あります。

是非、二十一年度の予算におきましても、さらには今後のいろいろな補正も含めた対策の中で、必要であれば、これらの対策の中でこうした保管、調製の施設対策を是非きちっとやっていただきたい。

それから、施設の改修なんかも大事なんですね。古くなった施設をすぐ新しいのに建て替えるという前に、おい、この際、この施設を今度は改修して、これを飼料米のために活用することをやってみようじゃないかという取組に対しましてもきめの細かい対策をお願いしたいと思いますが、局長の御意見を聞きます。

#### 政府参考人(町田勝弘君)

米粉用米、また飼料用米の生産に当たりまして、御指摘のとおり、乾燥調製や流通保管の施設、これが必要となります。

この場合、低コストの流通を図るという観点からは、地域で既存の施設があればそれを活用していただくということがいいのだとは思うのでございますが、そういったものを最大限活用しても地域のニーズになかなか対応できないといった場合につきましては、新しい施設の整備、また御指摘のありました既存施設の能力の増強、そういったことが行われるというふうに考えております。このため、生産者と製造事業者が連携して取り組むことを前提といたしまして、新たな施設の整備や施設の機能向上

を伴う増改築に対しまして助成また低利融資を平成二十一年度予算において措置をしております。

これらを活用いたしまして現地のニーズに適合した施設の整備、こういったものを 図っていきたいというふうに考えております。

## 山田俊男君

引き続いて局長にお尋ねします。

米穀の新用途への利用促進法ですね、この中で、食糧法に定める法律の特例だということで、米穀の出荷、販売の届出手続が不要というのがあったんです。私、届出手続が不要というのは、これはどういう意味かというのが一生懸命に法律を読んでもよく分からなかったんですが、ようやく先般の質疑で分かりました。何かといったら、要は、この届出制はあくまで緊急時の対応だけの措置として届出制があるということなんですね。これは確認します。

## 政府参考人(町田勝弘君)

そのとおりでございます。

この食糧法におけます届出制につきましては、緊急時における命令を適切に発出を できるようにするという観点から行っていただいているものでございます。

#### 山田俊男君

これからは若干意見を申し上げたいんですが、これは先般の当委員会の質疑で紙委員がおっしゃったこととも関係するんですが、新食糧法といいますか、平成十六年の現行食糧法は、流通は自由化することを基本にした食糧法になっているんですよね。その中で緊急時だけ、いざというときには届出制を活用しますよ、だから届けてくださいと、こうなっているわけです。ところが、現行の食糧法の中でも、一方におきまして、すべての米の取扱業者に対して、すべての米の取扱業者に対してですよ、これは報告、立入検査を行うことができる仕組みにするとなっているわけです。一体、届出制の下で届け出る業者は、先般の質疑の中でも八万ないし九万という数字の業者がいますよということだったんですが、一方で、この報告、立入検査を行うすべての米の取扱業者、これはどのぐらいになるものなんですか。重なるものなんですか、重ならないんですか。

## 政府参考人(町田勝弘君)

今、私ども、食糧法で届出をしていただいております規模要件でございますが、旧食糧法におけます登録出荷業者の数量要件、二十トン以上であったといったこと等を踏まえまして、引き続き二十トン以上としているところでございます。御指摘のとおり、十九年度におきまして八万四千の業者というふうに把握しているところでございます。すべての業者ということになりまするとこの規模要件が外れるわけでございま

すので、当然この数よりは多い数字だというふうに理解しているところでございます。

#### 山田俊男君

これは事前に通告していなかった部分ですので分かる範囲でお尋ねしたいんですが、MA米の不正流通で大問題があったわけじゃないですか。そこで、大なり小なりこの不正流通に関係した業者のうち、届出業者と届出されていない業者は大体どのぐらいあったんですか。

## 政府参考人(町田勝弘君)

申し訳ございません、ちょっと手元にデータがないのでございますが、四業者が、 今回、私ども違約金も請求しているわけでございますが、その中に届出をしていた業 者とそうでない業者、両方いたということでございまして、ちょっと実数は今、分か りましたらお答え申し上げます。

## 山田俊男君

ここは大臣に最後お尋ねした方がいいかなというふうに思うんですが、大臣、国民の主食たる米の安定供給を、それなりにという言い方のそれなりにというのは付けた方がいいか、付けない方がいいかという気がするんですが、私はやはり国がちゃんと責任を持って事に当たるということの意味は大変大きいというふうに思うんです。程度の問題はあります。それがそれなりにの意味であります。

ところで、この際、食糧法をちゃんと見直して、といいますのは、だって今度新たにトレーサビリティー法を作って、そしてこれもすべての米の取扱業者に対して用途別の米の行き先管理をやって、それができなかったら、勧告やって、命令やって、罰則をやるわけでしょう。そういうことになるわけですから、食糧法で言う緊急時の米の届出業者、いつ緊急時がどんなふうに生ずるかというのは、これはちょっと考えにくい事態なんだろうというふうに思いますが、その仕組みと、しかしその一方で、すべてちゃんとこれ報告、立入検査やりますよと。一方で、今言いましたように、トレーサビリティー法で罰則も含めた取組をやりますという法律を重ねるわけです。ということになりますと、現行食糧法の届出制の仕組みと、それとこのトレーサビリティー法におきますすべての業者に対する対策とは、これもうやっぱり制度を一緒にして国が責任を持つという仕組みにされてはいかがかというふうに思うんですが、大臣の見解をこの際お聞きしたいと思います。

#### 国務大臣(石破茂君)

国がどこまで責任を持つべきか。委員も、みんな届出制なんかやめて許可制にすべきだということをおっしゃっておられるわけでもないだろうと思いますが、法体系全体、今度新しくトレサ法も作ります、食糧法の改正もお願いをしておるわけで、全体的な法体系としてどうなんだという視点は要るんだろうねというふうには思ってお

ります。

この後、農水省の機構改革とかいろんなことを行いますが、全体として本当に国が どこまで責任を持つべきなのかということは、もう一度考えてみる必要があるだろう と思っております。

さはさりながら、今回この法律を何とかお願いをいたしまして消費者の安全を確保 したいということは当然なんでございますが、国が持つべき責任ということは、農水 省の機構改革の中でもよく認識をしながら議論をしたいと思いますし、常に法体系全 体は見渡す必要があるとは思っております。

#### 山田俊男君

どうぞ農林水産大臣を始め農林水産省の皆さんの奮闘をお願いします。大変大事な 法律でありますので、この実施に当たって頑張っていただきたい、こんなふうに思い ます。

終わります。ありがとうございました。

以上